

施策に関する数値目標の進捗状況

参考資料

平成30年12月1日時点

項目	目標 (2019年度末 / 2020年)	大綱策定時の直近値	現状 (2018年12月1日時点) もしくは直近のデータ	備考
子育て支援 ((1)(2)(3)、 (1)関連)				
認可保育所等の定員(注1)	267万人 (2017年度末)	234万人(実績) (2014年4月1日)	294万人 (2018年4月1日)(注2)	
うち3歳未満児	116万人 (2017年度末)	86万人(実績) (2014年4月1日(認可保育所定員数))	120万人(実績) (2018年4月1日)(注3)	
保育所待機児童数	解消をめざす (2017年度末)	21,371人 (2014年4月1日)	19,895人 (2018年4月1日)	
放課後子ども総合プラン	1万か所以上で一体型の実施 をめざす (2019年度末)(注4)		4,913か所 (2018年5月)	
放課後児童クラブ	122万人 (2019年度末)	94万人 (2014年5月)	123万人 (2018年5月)	
放課後子供教室	全小学校区での実施をめざす (2019年度末)(注4)	11,991か所 (2014年12月)	18,749教室 (2018年11月)	
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消をめざす (2019年度末)	9,945人 (2014年5月)	17,279人 (2018年5月)	
延長保育	101万人 (2019年度)	81万人 (2013年度)	106万人 (2017年度)	
ショートステイ(注5)	延べ16万人 (2019年度)	延べ7万人 (2014年度実績見込み)	延べ9.0万人 (2017年度実績)	
トワイライトステイ(注6)	延べ14万人 (2019年度)	延べ5万人 (2014年度実績見込み)	延べ5.5万人 (2017年度実績)	
病児保育(注7)	延べ150万人 (2019年度)	延べ57万人 (2014年度交付決定ベース)	延べ69万人 (2017年度確定ベース)	
利用者支援事業(注8)	1,800か所 (2019年度末)	291か所 (2014年度実績見込み)	982か所 (2017年度)	
地域子育て支援拠点事業	8,000か所 (2019年度末)	6,233か所 (2013年度実施状況)	7,259か所 (2017年度)	
一時預かり事業(幼稚園型を除く)(注9)	延べ1,134万人 (2019年度)	延べ406万人 (2013年度交付決定ベース)	延べ495万人 (2017年度確定ベース)	
ファミリー・サポート・センター事業	950市町村 (2019年度)	738市町村 (2013年度交付決定ベース)	863市町村 (2017年度実績)	
養育支援訪問事業	全市町村での 実施をめざす	1,225市町村 (2013年4月1日)	1,476市町村 (2017年4月1日)	
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	全小児救急医療圏	352(全国358中) (2013年)	322(全国340中) (2018年4月1日)	
地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備				
学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築	全ての学校区 (2017年度末)(注10)	3,746か所 (2014年8月)	6,190本部 (2018年11月)(注11)	
家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援の実施	全ての小学校区 (2017年度末)	3,344か所 (2014年8月)	5,291か所 (2018年11月)(注12)	
ひとり親家庭への支援				
自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村	93.3% (2013年度)	94.2% (2016年度)	
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村	92.8% (2013年度)	95.9% (2016年度)	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	現状 (2018年12月1日時点) もしくは直近のデータ	備考
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	90%	74.1% (2013年4月1日)	87.3% (2018年2月調査時点)	
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善(注13)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市	53か所 (2014年4月1日)	69か所 (2018年4月1日)	
社会的養護の充実				
里親の拡充				
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	19.7% (2017年度末)	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	702世帯 (2017年度末)	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	9,592世帯 (2017年度末)	
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	347か所 (2017年度末)	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	1,620か所 (2017年10月)	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	391か所 (2017年10月)	
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	154か所 (2017年10月)	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	122か所 (2017年10月)	
情緒障害児短期治療施設(注14)	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	46か所 (2017年度末)	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	425か所 (2017年10月)	
児童発達支援センターのうち障害児に対する保育所等訪問支援を実施する割合	70% (2019年度末)	43.2% (2014年1月)	74.9% (2018年4月)	
「食育」に関心を持っている国民の割合	90%以上(2015年度)	74.6% (2013年12月)	78.4% (2017年11月)	
理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	低下	60.4% (2010年)	56.3% (2015年)	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	現状 (2018年12月1日時点) もしくは直近のデータ	備考
子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合	低下	39.1% (2012年度)	39.1% (2012年度)	
(多子世帯)				
理想の子供数が3人以上の方で理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合(注15)	低下	71.1% (2010年)	69.8% (2015年)	
結婚(2)、(1)関連				
若者(20~34歳)の就業率	78%(2020年)	76.0% (2014年)	81.5% (2018年10月)	
若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合	全ての世代と同水準をめざす (2020年)	15~34歳の割合:92.7% 全ての世代の割合:93.7% (2014年)	15~34歳の割合:96.0% 全ての世代の割合:95.4% (2018年7月~9月期)	
フリーターの数	124万人 (2020年)	179万人 (2014年)	152万人 (2017年)	
ジョブ・カード取得者数(累計数)	300万人(2020年度)	123万人 (2014年12月)	208.3万人 (2018年10月末)	
結婚希望実績指標(注16)	80%(2020年)	68% (2010年)	68% (2015年)	
妊娠・出産(2)、(1)関連				
子育て世代包括支援センター整備数	おおむね2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開をめざす		1,436箇所(761市区町村) (2018年4月1日)	
子育て世代包括支援センターにおける支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合	100%(2020年)		99.9% (2016年度)	
乳児家庭全戸訪問事業	全市町村	1,660市町村 (2013年4月1日)	1,734市町村 (2017年4月1日)	
新生児集中治療室(NICU)病床数 (出生1万人当たり)	全都道府県で 25~30床 (2019年度)	26.3床 (2011年)	全都道府県で25床以上 (平均は34.8床)(2017年)	
不妊専門相談センター	全都道府県・指定都市・ 中核市 (2019年度)	62都道府県市 (2014年度)	67都道府県市 (2018年7月1日)	
夫婦子ども数予定実績指標(注17)	95%(2020年)	93% (2010年)	93% (2015年)	
教育(1)関連				
妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合	70%	34%(2009年)	34% (2009年)(注18)	
男女の働き方改革(4)関連				
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 (注19)	80%		55.9% (2016年)	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	現状 (2018年12月1日時点) もしくは直近のデータ	備考
男性の育児休業取得率	13%(2020年)	2.03% (2013年度)	5.14% (2017年度)	
6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間	1日あたり2時間30分 (2020年)	1日あたり67分 (2011年)	1日あたり83分 (2016年)	
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5%(2020年)	8.8% (2013年)	7.2% (2018年10月)	
年次有給休暇取得率	70%(2020年)	48.8% (2013年)	51.1% (2017年)	
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業(2020年)	60.6% (2013年)	55.1% (2017年)	
全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合	10%(2020年)	4.5%(2013年)	2.7% (2015年)	
第1子出産前後の女性の継続就業率	55%(2020年)	38.0% (2010年)	53.1% (2015年)	
女性(25～44歳)の就業率	73%(2020年)	71.5% (2014年9月)	77.2% (2018年10月)	
地 域 ((2)、(5) 関 連)				
結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を行っている地方自治体数	70%以上の市区町村	243(14%)の市区町村 (2014年末)(注20)	延べ406(24%)の市区町村 (2015年10月末)(注20)	
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり ((2) 関 連)				
マタニティマークの認知度	50.0%(2018年度)	45.6% (2014年度)	45.6% (2014年度)	
ベビーカーマークの認知度	50.0%(2020年)	-	19.3% (2018年9月)	
子育て支援パスポート等事業への協賛店舗数	44万店舗	約22万店舗 (2010年11月時点)(注21)	約20万店舗 (2018年1月)	
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	28%(2020年度)	16% (2008年度)	17% (2013年度)	
子育てのバリアフリー(道路・施設)				
特定道路(注22)におけるバリアフリー化率	100%(2020年度)	83% (2013年度)	89% (2017年度末)	
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100%(2016年度末)	97.8% (2013年度末)	99.1% (2017年度末)	
旅客施設(注23)のバリアフリー化率	100%(2020年度)	83.3% (2013年度)	89.4% (2017年度)	
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	約60%(2020年度)	48% (2012年度末)	約51% (2016年度末)	
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(注24)のバリアフリー化率	約60%(2020年度)	53.6% (2013年度)	59% (2017年度)	

項目	目標 (2019年度末/2020年)	大綱策定時の直近値	現状 (2018年12月1日時点) もしくは直近のデータ	備考
子育てのバリアフリー(公共交通関係)				
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	約70%(2020年度)	59.5% (2013年末)	71.2% (2017年度末)	
ノンステップバスの導入割合	約70%(2020年度)	33.2% (2013年末)	56.4% (2017年度末)	
リフト付きバス等の導入割合	約25%(2020年度)	3.9% (2013年末)	5.9% (2017年度末)	
バリアフリー化された旅客船の導入割合	約50%(2020年度)	28.6% (2013年末)	43.8% (2017年度末)	
バリアフリー化された航空機の導入割合	100%(2020年度)	92.8% (2013年末)	97.8% (2017年度末)	
福祉タクシーの導入台数	約28,000台 (2020年度)	13,978台 (2013年末)	20,113台 (2017年度末)	
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かって いると考える人の割合	50%	19.4%(2013年度)	46% (2017年2月)	
企業(2)関連				
くるみ取得企業(注25)	3,000社(2020年)	2,031社(2014年12月末)	2,986社 (2018年9月末)	

備考欄に「」を記載している項目は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)等の閣議決定及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものである。

- (注1)認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等という。
(注2)企業主導型保育事業については、2018年3月31日時点における2017年度の拡大見込み。
(注3)企業主導型保育事業については除く。
(注4)「新・放課後子ども総合プラン(2019～2023)」に基づき、引き続き1万箇所以上で一体型の実施をめざす。
(注5)保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。
(注6)保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
(注7)病後児の保育を含む。
(注8)地域子育て支援拠点事業等で実施する「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態である「基本型」と、主として行政機関の窓口等を活用して主に「利用者支援」を実施する形態である「特定型」の実施が所数の合計。
(注9)幼稚園において在園児を対象として行っている幼稚園型を除く(一時預かり事業であり、主に地域の子供(非在園児)を対象とするもの。
(注10)第三期教育振興基本計画(2018～2022)に基づき、全小中学校区で地域学校協働本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築をめざす。
(注11)学校支援地域本部の設置が所数、学校支援地域本部がカバーする学校数とは異なる。補助事業実施数。学校支援地域本部は、H29年度より社会教育法(平成29年3月改正、同年4月施行)に基づく地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部として実施。
(注12)家庭教育支援の取組(地域住民による相談対応や学習機会の提供等)を実施している小学校区数。補助事業実施数。
(注13)子供の年齢や性別に応じた処遇、子供の行動様式や状況に応じた対応等を可能とするため、居室の整備、職員体制の確保等を行うもの。
(注14)情緒障害児短期治療施設は、平成29年4月より児童心理治療施設として実施。
(注15)予定子供数が理想子供数より少ない夫婦のうち、理想子供数が3人以上で予定子供数が2人以上の夫婦が、理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。
(注16)結婚の希望(既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。)と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間(5年間)経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計(A)」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合(B)」の比率(=B/A)を算出。
(注17)夫婦の平均予定子供数(完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均)に対する完結出生児数(結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数)の比率。
(注18)2009年から2010年にかけてLaura Bunting, Ivan Tsubolsky, and Jacky Boivinが実施した妊娠・出産に関する知識に関する国際調査における日本人の正答率であり、18歳から50歳であって、結婚しているか同棲中であり、半年以上妊娠を希望しているが妊娠していない者(男女)を対象に実施したもので、「Fertility knowledge and beliefs about fertility treatment: findings from the International Fertility Decision-making Study」Human Reproduction, Vol.28, No.2 pp. 385-397, 2013より。
(注19)配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上以上の休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合。
(注20)内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用し「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」を実施することが決定している地方自治体数。
(注21)2015年大綱作成時の直近値は「約22万店舗(2010年11月時点)」となっているが、「約20万店舗(2011年11月時点)」が直近値。
(注22)駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定された道路。
(注23)1日当たりの平均利用者数が3千人以上の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル)。
(注24)百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のものを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施することとされている。
(注25)次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。